

平成31年度 宜野座村 保育所入所案内



【平成31年度4月入所申込み受付期間及び場所】

○一斉受付期間

- ・受付期間：平成30年11月19日(月)～12月7日(金)
- ・受付時間：午前8：30～12：00 / 午後1：00～5：15

原則として、土日、祝日と、午後12：00～13：00の間は受付出来ません。

※12月3日(月)～12月7日(金)の期間は、午後12：00～13：00も受付します。

※12月5日(水)・12月6日(木)は、午後7：00まで受付します。

○受付場所：宜野座村役場健康福祉課 児童福祉窓口（保育担当）

確認後、書類不備がある場合、受付できません。

○お問い合わせ：Tel 098-968-3253（健康福祉課保育担当）



※一斉受付期間終了後の申込みは、4月の入所対象からはずれ、(待機)となります。

申請勤務証明書等の提出書類の用意に時間を要する方は、早めに職場に依頼するなどして期限内の提出をお願いします。

【保育所とは】

保護者や同居の家族が就労・出産・病気等により、家庭内でお子さんが保育できない場合、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。したがって、どのお子さんも無条件で入所することはできません。『集団保育に慣れさせるため』、『下の子の保育に手がかかるため』などの理由では入所の対象とはなりません。

【入所対象児童とは】

宜野座村に住民票を有する、小学校就学前までの「保育が必要な乳幼児」が対象です。
 ※転入予定の方の申込みも受付します。ただし、3月15日頃までの転入が条件です。

【入所できる基準(条件)、保育必要量の認定区分】

	事由	具体的な状況	保育必要量の認定区分
①	就労	フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など、 <u>実働64時間(1日4時間)以上の勤務していること</u> (家庭内外労働)	① 標準時間認定： 月120時間以上の就労 ② 短時間認定： 月120時間未満の就労
②	妊娠・出産	母親が妊娠中であるか又は出産後間がないこと。 (産前8週・産後8週以内)	標準時間認定
③	疾病・障がい	保護者が疾病にかかり若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有して、児童の保育に支障があること。	申請内容により判断
④	看護・介護	親族を常時介護又は看護していること。(別居親族も含む)	申請内容により判断
⑤	災害復旧	震災・風水害・火災その他の災害復旧にあたっている場合。	標準時間認定
⑥	求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている。 (90日間)	短時間認定
⑦	就学	学校や職業訓練校等に通学しており、児童の保育に当たれない場合。 (短時間の習い事、塾、教室、自動車学校は除く)	申請内容により判断
⑧	虐待・DV	虐待やDVのおそれがあること。	標準時間認定
⑨	育児休業	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。 【入所期間：原則、育休対象児童が1歳になる月の月末まで】 (育児休業の対象児童は、新規入所の基準に該当しません。)	短時間認定
⑩	その他	村長が認める前各号に類する状態であること。 保護者が死亡、行方不明等	申請内容により判断

※同居親族、その他の人が保育できる場合は該当しません。

※出産・疾病・障害・求職・就学・育児休業について、入所条件の詳細は6ページをご確認ください。

【入所申込みの流れ】

認定申請及び入所申込書提出
(一斉受付期間) 11月19日(月)～12月7日(金)

★書類不備では受付できません。一度返却します。書類が揃い次第、期限内に再提出して下さい。

支給認定証が交付されます

※宜野座村からすでに支給認定証を交付されている児童については、認定の変更などがなければ認定証は交付しません。

また、場合によっては、支給認定証と入所承諾通知または入所保留通知(不承諾)をご一緒に通知することがありますのでご了承ください。

保育を必要とする要件

に該当しない場合

- 就労
 - ・月64時間未満の方
 - ・4/1時点で雇用契約が終了する方
- 就学
 - ・3月で卒業の方
- 妊娠出産
 - ・4/1時点で産後約2ヶ月経過する方
- 育児休業
 - ・2019年度中に復帰予定がない方

★電話や訪問等により、勤務証明書等の内容確認を行います。勤務確認ができない方や、提出書類と実態が異なる方は入所できない可能性があります。

村が利用調整(選考)します

申込書類審査や調査(電話や訪問等)、申請者の希望、保育所等の状況などにより、村が利用調整します。

※発達支援児保育希望申込を行なった方は、行動観察等を実施後、利用調整をします。

★第1希望～第3希望の児童を含めて保育の必要度が高い方を優先とします。保育の必要度は宜野座村保育所(園)利用調整基準表に基づき、点数化しています。
※第1希望で20点の方より、第2希望で22点の方が優先。

入所保留決定

2月下旬ごろ
「保育所入所不承諾通知」を保護者に通知します。

認定却下通知

2月下旬ごろ
「支給認定却下通知書」を保護者に通知します。

入所決定

2月下旬ごろ
「施設利用決定通知」を保護者に通知します。

★大変申し訳ありませんが、保育入所不承諾の方は、待機児童となります。年度内に空きが出た場合、再審査のうえ入所を案内します。入所案内ができる場合のみご連絡いたします。



各保育所(園)で面接

※新規児童は健康診断書(指定様式)を、面談時に保育園へ提出

※面接の結果、集団保育に適さないと判断される場合には、利用できない場合もあります。

【保育の必要性の支給認定申請】

保育所の利用を希望する場合には、市町村へ申請し、保育を必要とする『支給認定』を受ける必要があります。支給認定の申請に基づき、30日以内に宜野座村から「支給認定証」が交付されます。ただし、一斉受付（申込）期間の場合は、認定事務が集中し審査等に時間を要するため、2月下旬頃に支給認定申請の結果及び支給認定証を送付します。（一斉受付期間に申請され、年度途中の入所を希望される方は3月下旬頃になります。）

※ 支給認定を受けたとしても、必ず入所できるとは限りません。

年齢	保育の必要性	認定区分	利用先
満3歳以上	教育（幼稚園）を希望される場合	1号認定	幼稚園、認定こども園
	「保育の必要な事由」に該当し、 保育を希望される場合	2号認定	保育所、認定こども園
満3歳未満		3号認定	保育所、認定こども園、地域型保育

★現在、宜野座村に認定こども園や地域型保育はありません。

※宜野座村では、幼稚園は原則5歳児のみ。保育所は4歳児までの受け入れとなります。

【利用区分(保育の必要量)について】

保護者の状況を確認し、保育利用時間を「保育標準時間」または「保育短時間」のいずれかに認定します。

利用区分	説明	利用時間	備考
保育標準時間	月120時間以上（1日4時間以上） 両親のフルタイム就労等を想定した利用時間	最長11時間	②妊娠・出産 ⑤災害復旧 ⑧DV等
保育短時間	月64時間以上120時間未満 （1日4時間以上かつ月16日） 両親又はいずれかがパートタイム就労を想定した利用時間	最長8時間	⑥求職 ⑨育休取得

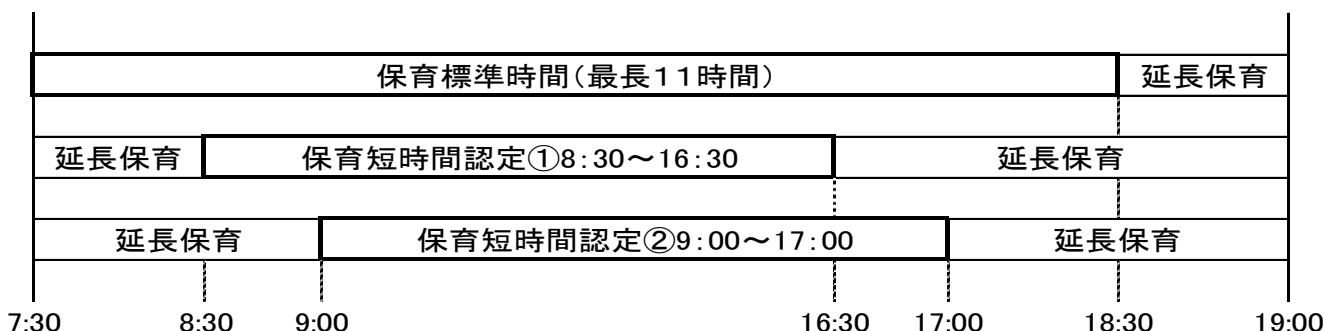
※『保育の必要な事由』のうち、①就労、③疾病・障がい、④介護・看護、⑦就学、⑩その他については、保護者の状況を書面にて確認し、保育の必要量認定を行います。

※就労時間が月120時間未満の方で、シフトや通勤時間等で標準時間認定が必要である場合は、申し出てください。勤務状況等の確認後、標準時間認定に変更できる場合があります。

※月途中の勤務形態変更等により、認定内容が変更になる場合は、申請した翌日から変更になります。

ただし、利用者負担額（保育料）は、翌月から変更になります。

☆保育利用時間のイメージ



※保育短時間の利用時間帯は、①「8:30～16:30」、②「9:00～17:00」の2パターンあります。詳細は、施設または健康福祉課までお問い合わせください。

【提出書類】

申込者全員が申込み時に必要なもの		
① 印鑑（押印漏れや訂正の際に必要となりますので、書類提出時には必ずご持参ください。）※シャチハタ不可		
② 申請者（保護者）の本人確認書類（運転免許証等）とマイナンバーが確認できる書類（マイナンバー通知カード等） ※ マイナンバーが確認できる書類は、マイナンバーを記載している人全員分（児童及び父母）は必要です。		
③ 支給認定申請書 兼 利用申込書（施設型給付費・地域型給付費等） ※児童 1 人につき 1 枚の提出です。		
④ 保育所入所受付調査票 及び チェックシート		
⑤ 同意書（入所にあたっての重要事項の確認となりますので、必ずお読み頂きチェックをお願いいたします。署名押印後、原本は提出し、コピーを保護者様でも保管してください。）		
⑥ 予防接種歴（母子手帳から転記して下さい。新規児童は母子手帳の予防接種欄の写しも提出）		
⑦ 「保育を必要とする事由」（保護者の就労状態等）を証明する書類		
就労	勤務(採用予定含む)	● 勤務証明書 ※村指定様式 ※育児休業中で、4月1日入所の場合、5月1日までの復帰が条件
	自営業 (委託契約、内職含む)	● 自営業申立書 ※村指定様式
		● 「確定申告書」の控え又は「市町村民税申告書」の写し
	出産予定	● 「親子(母子)健康手帳」の写し ※分娩日予定が記載されているページ
	疾病・障害	● 診断書(保護者用) ※村指定様式
	看護・介護	● 診断書(看護・介護用) ※村指定様式
		● 看護・介護事実の証明書 ※村指定様式
	災害復旧	● 罹災証明書
	求職活動	● 求職活動状況申立書 ※村指定様式
	就学	● 在学証明書
● 授業日程がわかる資料(拘束時間がわかるもの)		
育児休業(いずれかを提出)	● 勤務証明書	
	● 育児休業期間に記載がある証明書	
	● 育児休業取得証明書 ※村様式あり	
世帯状況について該当する場合、提出が必要なもの		
ひとり親世帯 ※①②③のいずれかを提出	① 児童扶養手当受給者証	
	② 母子及び父子家庭等医療費受給者証	
	③ 戸籍謄本 または 申立書	
障がい者(児)のいる世帯	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳・特別児童扶養手当証書等	
生活保護世帯	生活保護受給証明書※証明書は中部福祉事務所にて発行しています。	
18歳以上60歳未満の祖父母と同居 ※二世帯住宅・同アパートも含む、 同一敷地内に居住がある場合	上記⑦「保育を必要とする事由」（保護者の就労状態等）を証明する書類のうち該当するもの（P6参照）	
2018年1月1日時点宜野座村民でない場合 (2018年1月2日以降に宜野座村に転入)	2018年1月1日住所地の市町村から「平成30年度所得課税証明書」	
軍人・軍属の方	2017・2018年中の収入が確認できる書類 W-2 (Wage and Tax Statement 等)	
※発達支援児保育を希望	生育歴記録表、児童調査票 ※村指定様式 心身の発達に支援を要する状況がわかる診断書 (任意の様式)	

※必要書類は全てそろえてから提出して下さい。書類不備の場合は受け付けできません。

※同時に2人以上の児童の申込みをする場合は、④⑤⑦及び世帯状況の書類は世帯1部で構いません。

※村指定の様式は、宜野座村のホームページから印刷可能です。不足・紛失・破損等により様式が必要な方は、ぜひご活用下さい。(健康福祉課窓口・各保育所でも配布しています。)

★マイナンバーに関する書類について

平成28年1月1日以降、保育所等の入所申込みに必要な書類である「施設型給付費・地域型保育給付費等（支給認定申請書（現況届）兼利用申込書）」等に個人番号の記載が必要となりました。

書類提出の際、申請保護者（書類の「保護者氏名」の部分の名前が記入された保護者となります。以下同じです。）

ご本人が窓口に来られる場合、「保護者の番号確認のための書類」と「保護者の身元確認のための書類」が必要となります。

また代理人（保護者の配偶者や同一世帯の親族）の方が窓口に来られる場合は、「保護者の番号確認のための書類」、「代理人の身元確認のための書類」、「委任状」が必要となります。

◆申請保護者が手続きする場合

- ① 番号確認のための書類（窓口に来られた申請保護者のもので、いずれか）
 - ・マイナンバー（個人番号）カード ・通知カード ・個人番号記載の住民票の写し

- ② 身元確認のための書類（窓口に来られた申請保護者のもので、AまたはBのいずれか）
 - <A 顔写真付きの公的証明を、下記のうちから1つ提示>
 - ・マイナンバー（個人番号）カード ・運転免許証 ・住民基本台帳カード
 - ・パスポート ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保険福祉手帳 など

 - <B 上記Aの顔写真付きの公的証明をお持ちでない場合は、下記のうちから1つ提示>
 - ・健康保険証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書
 - ・生活保護受給者証 ・印鑑登録証明書 ・社員証 ・学生証 など

◆代理人（申請保護者の配偶者や祖父母など）が手続きする場合

- ・申請保護者（父または母）の番号確認のための書類（上記①の中から1点）
- ・代理人の方の身元確認のための書類（上記②の書類）
- ・委任状（申請保護者から手続きを委任されたことが記載されたもの。）

※マイナンバー記入は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律」（番号法）および「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき必要なものです。

※マイナンバーは、利用者負担額の算定及び支給認定に係る事務において利用します。

マイナンバーを利用することにより今後、提出資料の省略をすることができます。今年度については情報連携試行運用中のため、書類の提出をよろしくお願ひします。

※マイナンバーの記入、または番号確認のための提示が困難な場合は、受付時に申し出てください。

★「保育を必要とする事由」（保護者の就労状態等）を証明する書類の注意事項

※父・母のほか、18歳以上60歳以下の祖父母等同居の方について、「保育ができない証明」の提出がない時は、優先度が調整されることがありますので、あらかじめご了承ください。

※年度途中において、現況確認のため、勤務証明書等（保育ができない証明）の再提出を依頼することがあります。

〔☆就労について〕

○ 勤務または採用予定の方

- 1 「勤務証明書」の本人記入は無効です。また日付・記入担当者印のないものも無効です。
- 2 軍人・軍属の方は「ID」又は「雇用契約書」等の写しを提出してください。
提出が困難な場合は、健康福祉課窓口までご相談ください。

○ 自営業（農業・漁業・畜産業・内職等を含む）

- 1 自営業の方は、税申告の有無を確認する為、「確定申告書」の控え又は「市町村民税申告書」の写しを添付してください。
※今年度より、民生委員の証明を廃止しております。「確定申告書」の控え及び「市町村民税申告書」の写しが準備できない方は、健康福祉課までご相談ください。
- 2 「営業許可証」、「自営業開業届出書」等がある方は、写しの提出をしてください。（任意）
- 3 業務委託（宅内）については、「委託契約書」の写し、直近3ヶ月分の「給与明細」等の収入がわかる書類を添付してください。内職証明についても、別途資料提出を求める場合があります。

○家庭内外労働（勤務・自営業・農業・漁業・畜産業・内職等を含む）の場合、月64時間以上の勤務が入所基準となります。また、家庭内外労働は、収入を得ている（生計を立てている）ことが条件であることから、収支のわかる書類を別途、提出して頂く場合がありますのでご了承ください。

〔☆妊娠・出産について〕

- 1 利用期間は、出産予定日のおおよそ8週間前から出産後8週以内となります。
- 2 妊娠中の方は、就業の有無に関わらず、親子健康（母子）手帳の分娩予定日が記載されているページの写しを必ず提出してください。

〔☆疾病・障害について〕

- 1 保護者の状況を診断書にて確認し、保育の必要量認定を行います。
- 2 診断書の内容によっては、保育を必要とする要件としてみることはできない場合があります。

〔☆看護・介護について〕

- 1 「看護・介護事実の証明証」については、民生委員の証明が必要となります。
- 2 保護者の状況を書面にて確認し、保育必要量認定を行いません。



〔☆求職について〕

- 1 保護者が求職活動に専念している場合も利用申込みができます。但し、利用できる期間は入所が決定した日から90日以内です。
- 2 職業安定所(ハローワーク)からの「求職受付証(ハローワークカード)」をお持ちの方は、写しを添付してください。(任意)
- 3 求職で入所した保育利用終了月の15日までに「勤務証明書」等又は「家庭で保育ができないことを証明する書類」の提出がない場合は、翌月から退所となります。
- 4 同一年度で、求職を理由とする再利用及び継続はできません。

〔☆就学について〕



- 1 就学として認められる学校等の範囲については、原則、下記のとおりです。
 - ・「学校教育法」に規定する学校、専修学校、各種学校
 - ・「職業能力開発促進法」に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練、職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練・職業訓練
 - ・職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に期待する認定職業訓練等

大学・短期大学・高等専門学校	○	放送大学	△
専修学校(資格取得のみ)	○	通信制大学	△
職業訓練校	○	各種学校	△

- 2 「授業日程がわかる資料(拘束時間がわかるもの)」の様式については、学校の様式でも可能ですが、村様式もあります。
- 3 就学として認められるのは原則年度1回のみとなります。

〔☆育児休業について〕

- 1 新規申込の方で育児休業中の場合も利用申込みができます。ただし、入園決定月から30日以内に職場復帰する方に限ります。
- 2 育児休業開始前から保育所を利用していた児童については、同一保育所へ継続利用の希望できますが、利用期限は育児休業対象児童が原則1歳となる月の末日までとなります。
※但し、育児休業対象児が保育所に入所できない等の理由により育児休業延長した場合は、延長することもできます。(役場にて面談)
- 3 「勤務証明書」に育児休業期間・職場復帰日の記入がないものは無効です。
- 4 「育児休業期間に記載がある証明書」については、「辞令書」「育児休業基本給付金証明書」などの写しを提出してください。

◆育児休業が取得できない方へ◆

宜野座村では、安心した家庭保育の推奨や村内保育施設入所対象が5ヵ月であることから、育児休業が取得できない方に対し、村独自の「特別育児休暇期間」(3ヶ月)を設けております。ご希望される方は健康福祉課までお問い合わせください。

発達支援児保育利用希望申込について

集団保育が可能であり、心身に障がいを持つ児童、あるいは発育・発達に遅れがあり、支援を要する児童が対象です。

(集団保育が可能かどうかを確認し、適さない場合は保育園を利用できませんのでご了承ください。)

「④保育所入所受付調査票及びチェックシート」にも記入欄がありますので、記入してください。

新たに利用希望される方は申請書類の提出をお願いします。 ※在園児で継続希望する方は申請書類の提出不要です。

申請書類	① 生育歴記録表 ② 児童調査票 ③ 障害手帳などの写し、もしくは心身の発達に支援を要する状況がわかる診断書 ※障がいに認定されていない児童は、「医師の診断書等」をご提出下さい。
------	--

【行動観察の実施】

新規利用希望児童と保護者を対象に、巡回指導医師、保育園職員、役場担当職員等が児童の様子・保護者への育成歴の聞き取りなどを行ないます。

申込状況を確認して日程・場所を決定し、保護者へ連絡いたします。(12月中旬ごろ)

※保育所(園)ではそれぞれのお子さんの発達状況に応じた保育が行われますが、あくまでも集団での保育となります。発達支援児保育は、障がいのあるお子さんに保育士が1対1で対応するものではありません。希望しても発達支援児保育を必ず利用できるとは限りません。



保育所(園)のご案内



(開所時間) 月曜日～金曜日：午前7時30分～午後7時00分(延長含む)

土曜日：午前7時30分～午後6時30分

★短時間保育認定者について、各施設で時間設定を行いますので、直接お問い合わせ下さい。

保育所名	住 所	電話番号	定 員					計
			0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	
(公) 村立保育所	字惣慶 126-1	968-8566	25		16	16	20	77名
(私) 松田保育園	字松田 611-5	968-8701	12	20	20	24	24	100名
(私) かな保育園	字漢那 213	968-3355	18	24	28	25	25	120名

※ 定員数は予定

平成31年度開所予定保育園

保育所名	住 所	開所予定時期	定 員
(私) 光保育園 (松田保育園分園)	字松田 612-9	平成31年4月1日	21名(0～2歳児)

※ 開所日、定員数は予定

【利用者負担額（保育料）について】



＜利用者負担額の決定について＞

利用者負担額の算定は、児童の父母の『市町村民税所得割課税額の合算額』によって決定します。
※保護者の収入が生活保護基準額に満たない場合は、同居者（児童の祖父母等その生計の主宰者）の税額を含めて保育料を算定することになります。

● 課税状況が不明な世帯の保育料について

下記に該当する世帯は利用者負担額算定の基本となる情報が確認できないため、お子さんの年齢における階層区分の最高階層（8階層）で仮認定させていただくこととなりますので、すみやかにお手続きください。

- ・ 税の申告をしていない世帯
- ・ 1年以上国外で就労、または米軍に所属し、収入にかかわる証明書（W-2等）を提出していない世帯等

＜利用者負担額の切り替え時期＞ ※毎年9月が切り替え時期となります。

4～8月は前年度分の市町村民税所得割額、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税所得割額により利用者負担を決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度（30年度）の市町村民税額で算定					当年度（31年度）の市町村民税額で算定						

※利用者負担額決定後、税の修正申告等により、村民税額が変更になった場合は、該当する月に遡り利用者負担額の変更を行います。この変更で生じた過不足分は調整（納入、充当、還付）となります。

＜利用者負担額変更について＞

★下記に該当する世帯は、利用者負担額が変更になる場合がありますので届出が必要です。

・ひとり親世帯となった場合	・婚姻した場合
・障がい者（在宅）扶養世帯となった場合	・児童扶養手当が認定・停止・廃止された場合
・祖父母等と同居となった場合	・生活保護の開始・停止・廃止になった場合
・利用区分が変更になった場合	・修正申告等により課税状況等変更となった場合

＜「寡婦（夫）控除のみなし適用」の申請について＞※詳細については健康福祉課へお問い合わせ下さい

婚姻歴の無い母子（父子）に対し、寡婦（夫）控除のみなし適用し利用者負担額を算定します。

- ・「寡婦（夫）控除のみなし適用」を行っても利用者負担額料の変更がない場合があります。
- ・第1階層又は第2-1階層の方は、既に利用者負担額が免除されているため適用対象外となります。
- ・「寡婦（夫）控除のみなし適用」を希望する方は、毎年度の申請が必要です。

<利用者負担額の納入について>



* 当月分利用者負担額の納入方法は、下記のとおりです

① 口座振替

振替日	毎月20日（休日にあたる場合は、翌営業日となります。）
登録できる金融機関	沖縄県農協、沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、ゆうちょ銀行

② 金融機関及びコンビニでの納付書支払い

* 口座引落しは毎月1回当月分のみです。残高不足にならないよう前日までに入金をお願いします。（残高不足により、引落しできなかった場合は、後日督促通知と納付書をお渡しします。お支払下さい。）

※ 正当な理由なく保育料を滞納した場合は、保育の利用を解除する場合があります。

※ 児童手当による特別徴収（天引き）の相談もできます。健康福祉課へご連絡下さい。

【利用者負担額（保育料）の軽減について】



《きょうだい児入園による減免について》

同一世帯からきょうだい2人以上認可保育所（園）（公立含む）、幼稚園・認定こども園・認可保育園・特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援の利用をしている場合、**第2子は半額、第3子以降は無料**になります。

※ 一時預かりを利用している児童は、軽減の対象外です。

※ 村外幼稚園・認定子ども園、特別支援学校幼稚部等に入園、または利用している場合は、在園証明書や利用証明書の提出が必要です。該当する世帯は提出漏れがないよう、ご注意ください。

《多子世帯、ひとり親・障がい世帯等の軽減について》

同一世帯または生計を一緒にする場合の世帯で第2子目以降の利用者負担額を次の世帯区分に応じ軽減します。（市町村民税非課税世帯については第2子以降は無償）

○ 多子世帯の場合（市民税所得割合算額が 57,700円未満）

【第2階層から第4-①階層が該当】

1人目	2人目	3人目
○年齢制限なし 	○保育所 	○保育所 
全額	保育料（1/2）	保育料（無料）

○ ひとり親世帯・障がい世帯等の場合（市民税所得割合算額が 77,101円未満）

【第2階層から第4-②階層が該当】

1人目	2人目	3人目
○年齢制限なし 	○保育所 	○保育所 
全額	保育料（無料）	保育料（無料）

(参考) 平成31年度 宜野座村利用者負担額 (保育料)

階層 区分	各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分	利用者負担額 (保育料) (月額/円)			
		3歳未満児		3歳以上児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯等	0	0	0	0
第2階層	村民税非課税世帯	7,000 (0)	7,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)
	ひとり親世帯 障がい世帯等	0	0	0	0
第3階層	48,600円未満	13,000 (6,500)	12,800 (6,400)	10,000 (5,000)	9,800 (4,900)
	ひとり親世帯 障がい世帯等	6,000 (0)	5,900 (0)	4,500 (0)	4,400 (0)
第4-①階層	48,600円以上 57,700円未満	19,000 (9,500)	18,700 (9,350)	16,000 (8,000)	15,700 (7,850)
	ひとり親世帯 障がい世帯等	7,000 (0)	7,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)
第4-②階層	48,600円以上 77,101円未満	19,000 (9,500)	18,700 (9,350)	16,000 (8,000)	15,700 (7,850)
	ひとり親世帯 障がい世帯等	7,000 (0)	7,000 (0)	6,000 (0)	6,000 (0)
第4階層	48,600円以上 97,000円未満	19,000 (9,500)	18,700 (9,350)	16,000 (8,000)	15,700 (7,850)
第5階層	48,600円以上 169,000円未満	27,000 (13,500)	26,500 (13,250)	22,000 (11,000)	21,600 (10,800)
第6階層	48,600円以上 301,000円未満	33,000 (16,500)	32,400 (16,200)	25,000 (12,500)	24,600 (12,300)
第7階層	48,600円以上 397,000円未満	36,000 (18,000)	35,400 (17,700)	28,000 (14,000)	27,500 (13,750)
第8階層	48,600円以上 397,000円以上	40,900 (20,450)	40,200 (20,100)	32,900 (16,450)	32,300 (16,150)

※階層区分の児童の年齢は平成31年4月1日時点のクラス年齢です。

※同一世帯からの就学前児童が2名以上入所している場合、2人目の児童は(半額)、3人目以降の児童は無料となります。

※保護者の収入が生活保護基準を満たさない場合は、同居者を含めた税額で保育料を決めることがあります。

※定められた保育料は、保育所を運営するために必要で貴重な財源となりますので、納め忘れのないようご協力をお願いいたします。

宜野座村の保育事業について

※全ての詳細については健康福祉課まで問い合わせください。

<延長保育事業> (有料) 【実施施設】 村立・松田・かな

保護者の就労時間や勤務上やむを得ない事情の為、通常の保育時間を超えて保育を必要とする児童は延長保育の利用ができます。(月曜～金曜日の午後7時まで)

○延長保育の利用料(支払方法については、各施設にお問い合わせください。)

(1) 保育標準時間 7:30～18:30(11時間)

18:30～19:00	日額 150円
	月額 1,500円(前月20日までに各施設にて申請が必要)

(2) 保育短時間 ①8:30～16:30、②9:00～17:00(8時間)

7:30～18:30 (最大19:00まで)	日額 1時間100円を基本とします。 (1時間未満の利用料設定は行わないですが、子どもが利用できる時間帯を9:00～17:00と設定している施設で、1時間30分の延長保育を利用した場合は150円となります。)
	●18:30～19:00は開所時間を延長するための経費となるため、150円となります。
	月額 3,000円(前月20日までに各施設にて申請が必要) ※18:30～19:00の延長保育料含みません。

<一時預かり事業> (有料) 【実施施設】 村立・松田

保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の傷病等による緊急的な保育並びに育児に伴う保護者の心理的、肉体的負担の軽減を図るために必要な場合に利用できます。保育士配置や利用人数によっては、お預かりできない場合があります。あらかじめご了承ください。

○対象児童	本村に住所を有し、保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない生後6ヶ月児～小学校就学前児童。
○利用申請	役場健康福祉課窓口
○実施施設	村立保育所、松田保育園 (1日3～5名程度)
○利用について	① 非定期的(週3回限度)・・・就労または就学など家庭保育が継続的に困難となる場合 ② 緊急的(月15日限度)・・・負傷、入院等の緊急的に保育を必要とする場合。 ③ 私的理由(週1程度)・・・育児に伴う心理的・肉体的負担の軽減、または冠婚葬祭など
○料金	日額(8時間以内)・・・1,500円 半日(4時間以内)・・・1,000円
○保育時間	月～金曜日 9:00～17:00 ※休日は実施していません。
○利用調整	利用決定通知後、各施設にてオリエンテーション案内(健康診断)、利用希望調整

<地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)> 【実施施設】 松田・かな

児童と保護者が同伴で保育施設を利用します。他の児童との交流や育児に関する情報の提供をしたり、保護者の育児相談(子育て相談)に応じる施設です。利用料は基本的に無料となりますが、行事や講習など、一部実費負担がでる場合があります。また、施設ごとにより活動が異なるため、詳しい内容については直接施設にご確認ください。

施設名	利用日および時間	連絡先
子育て支援センター ぽかぽか(かな)	月～土 9:00～17:00 (午後は保育相談)	968-3355
子育て支援センター すくすく(松田)	月・金 9:00～12:00 (午後は個別相談予約のみ) 火～木 9:00～12:00/14:00～16:00	090-8291-9286

※年度途中における保育所（園）入所について※

年度途中の新規申込については、下記表中の受付期間までに、保育所入所申込にかかる書類一式を健康福祉課窓口へ提出してください。

★新規申込、申込受付期間、選考期間

入所（園）希望日	申込受付期間・希望園変更期間	選考期間
5月1日	～ 3月15日（金）	4月1日（月）～5日（金）
6月1日	～ 4月15日（月）	5月1日（木）～8日（水）
7月1日	～ 5月15日（水）	6月3日（月）～7日（金）
8月1日	～ 6月17日（月）	7月1日（月）～5日（金）
9月1日	～ 7月16日（火）	8月1日（木）～7日（水）
10月1日	～ 8月15日（木）	9月2日（月）～6日（金）
11月1日	～ 9月17日（火）	10月1日（火）～7日（月）
12月1日	～ 10月15日（火）	11月1日（金）～7日（木）
2019年1月1日	～ 11月15日（金）	12月2日（月）～6日（金）
2月1日	～ 12月16日（月）	2019年1月6日（月）～10日（金）
3月1日	～ 2019年1月15日（金）	2月3日（月）～7日（金）

※期限を過ぎてのお申し込みは、受付できませんのでご注意ください。

※原則として、午後12時～午後1時までの間は受付できません。

※0歳児の申込は、出生届提出後からできます。

★希望園の変更について

希望園を変更したい場合は、上記表中の希望園変更期間までに変更希望を行なってください。
（健康福祉課窓口またはお電話にて受付します。）

★選考開始・決定について

上記表中の選考期間内に内定者にはお電話にてご連絡し、その後施設利用決定通知をお送りします。

※新規申込で「入所待ち」になる方につきましては、不承諾通知をお送り致します。

（その通知以降につきましては、希望保育所に空きが出次第、選考対象となります。）

★健康診断・保育所との面接

決定後、入所までの間に健康診断を受けて頂き、決定園との面接を行ないます。

（健康診断書は、施設利用決定通知と一緒に送付します。面接は保護者にて、決定園へ連絡し、面接日の日程調整をお願いいたします。）

★利用開始

決定日より利用が開始となります。

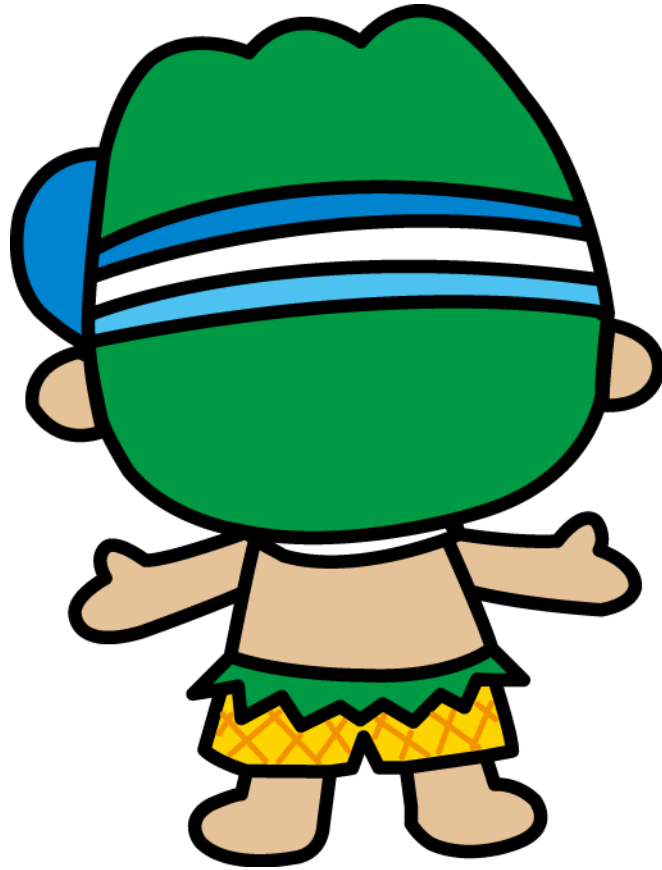


～ 注 意 事 項 ～

*** 必ずお読みください ***

- ① 現在園児も、平成 31 年度 4 月から入所を希望する方は、新たに入所申込をする必要があります。
もし、申込期限を過ぎた場合、在園児であっても 4 月 1 日入所選考対象から外れます。
- ② 必要書類の提出がない場合には、選考の対象になりません。また不備の場合は受付できません。
- ③ 受入人数は保育所の定員に限らず、部屋面積、保育士数、保育所の状況により決まります。入所ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ④ 入所決定は、書類審査や家庭状況の調査等(実態調査等を含む)により決定し、後日通知致します。(入所の優先順位は、利用調整基準表で点数化し、入所決定会議によって、決定します。)
保育所入所後も電話・訪問などによる就労調査がありますのでご了承ください。
- ⑤ 入所決定後、入所決定を辞退したい場合は、2019 年 3 月 8 日(金)までに必ずご連絡ください。
- ⑥ 保育所における集団生活に支障がある場合は、入所を取り消すことがあります。
- ⑦ 保護者の勤務先の変更・退職や出産など提出書類の内容に比べ変更があった場合は、健康福祉課へ必要書類の提出及び連絡をしてください。万が一、提出及び連絡がなく、そのことが判明した場合、就業等をしていても中途退所となる場合があります。
- ⑧ 年度途中において、現況確認のため「勤務証明書」等の再提出を依頼することがあります。
- ⑨ 申請内容や添付書類等に虚偽がある場合は、入所を取り消すことがあります。
- ⑩ 児童の発達・発育に遅れを感じられる保護者の方は、受付又は事前に必ず申し出てください。
- ⑪ 待機状況の確認については、平成 31 年 3 月末までは、照会できませんのでご了承ください。
- ⑫ 保育所を長期欠席する場合は、必ず健康福祉課までご連絡ください。1 ヶ月以上欠席する場合、保育を必要とする要件に該当しない等として退所になります。(欠席している間も保育料は発生します。)
- ⑬ 年度内の転園は、原則としてできません。
- ⑭ 退所する場合は、退所希望日の 2 週間前までに健康福祉課窓口にて手続きを行なってください。
2 週間きつてからの届出があった場合、届出日から 2 週間分の保育料が発生します。
- ⑮ 村外転出の場合、保護者の希望により転出日を含む月末までの在園が認められます。(ただし、月をまたいでの在園は認められませんので、ご了承ください。)





○お問い合わせ・受付場所○

〒904-1392 宜野座村字宜野座 296 番地

宜野座村役場 健康福祉課 児童福祉係保育担当

TEL 098-968-3253

様式等は宜野座村ホームページからも入手できます。

<http://www.vill.ginoza.okinawa.jp/>